

## 第二期 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し【報告】

令和5年2月27日 作成

『第二期 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画』が、令和2年度～令和6年度の5年間を計画期間として、令和2年4月より策定されました。

令和4年度は、本計画の中間見直し期間となっており、当初見込んでいた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」と実績値にかい離が10%以上ある場合には、見直しを行う事となっております。

本市では、令和2年度、令和3年度の見込み量と実績値を以下の通り見比べ、見直しが必要だと判断いたしました。※赤枠箇所が、10%以上のかい離がある箇所となります。

令和2年度 教育・保育の量

設定区分	1号	2号 (教育)	2号 (保育)	3号 (1,2歳児)	3号 (0歳児)	合計
量の見込み(①)	801	368	2,048	1,602	480	5,299
確保方策(②)	889	152	2,325	1,619	511	5,496
実績値(③)	727	279	2,164	1,661	448	5,279
乖離度(③/①)	90.8%	75.8%	105.7%	103.7%	93.3%	99.6%

令和3年度 教育・保育の量

設定区分	1号	2号 (教育)	2号 (保育)	3号 (1,2歳児)	3号 (0歳児)	合計
量の見込み(①)	799	367	2,042	1,562	474	5,244
確保方策(②)	889	152	2,325	1,619	511	5,496
実績値(③)	749	286	2,150	1,631	434	5,250
乖離度(③/①)	93.7%	77.9%	105.3%	104.4%	91.6%	100.1%

見直しを実施するにあたり、以下の『宜野湾市子ども・子育て会議』にて、見直しに係る協議を実施いたしました。

- 令和3年度第2回宜野湾市子ども・子育て会議(令和4年2月22日 オンライン形式にて実施)
- 令和4年度第1回宜野湾市子ども・子育て会議(令和4年7月7日 対面形式にて実施)
- 令和4年度第2回宜野湾市子ども・子育て会議(令和4年11月11日 対面形式にて実施)

かい離が10%以上ある“2号(教育)”とは、本来、保護者が共働き等で、保育の必要性があるが、祖父母や知人などの協力を得て、午後は保育園等を利用しなくても大丈夫な世帯の児童を指しておりますが、実績値を算出する際には、上記のような世帯状況を加味できず、“2号認定取得者”として合算されております。なお、“2号認定”とは、「保育園や認定こども園を午前から午後まで利用する際に必要となる認定」となります。

よって、“2号認定”を“教育”と“保育”に分類して認定しているわけではないため、“2号(教育)”のかい離が発生したと考えております。

そこで、以下の通りに“2号(教育)”を再定義し、それによって、影響の出る“1号”についても再定義を行うこととしました。

- 2号(教育)：1号認定を受け、幼稚園または認定こども園を通園し、なおかつ、新2号認定を受けて午後まで幼稚園または認定こども園を利用している児童。
  - 1号：1号認定を受け、幼稚園または認定こども園を利用している児童または、新2号認定を受けて新制度未移行幼稚園を利用している児童。
- ※ “1号認定”とは「幼稚園や認定こども園を午前中利用する際に必要となる認定」となります。
- ※ “新2号認定”とは「認可外保育施設や新制度未移行幼稚園を利用する児童または、幼稚園等の預かり保育を利用する際に必要となる認定」となります。

以上を受けて、本市では、別添のとおり見直しを行うことといたしました。なお、令和5年度以降の見込み量については、令和4年度の実績値を採用しております(児童見込数が実績値とかい離がほぼなく、令和6年度までの0歳～5歳児までの児童見込数の差異が10%以上のかい離を超えないと判断できるため)。

また、確保数についても、当初より整備が進んだことと上記の再定義を踏まえ、見直しを行っております。